

固体燃料を使用する設備（ペレットストーブ・ペレットボイラーなど）の構造等の査察について

「消防機関による温風暖房機（FF式ペレットストーブ）の査察について」、「消防機関によるストーブ（ペレットストーブ）の査察について」、「消防機関によるボイラー（ペレットボイラー）の査察について」及び「消防機関による給湯湯沸設備（ペレット給湯機）の査察について」に記載する固体燃料を使用する設備の構造等に対する消防機関の査察は、次の項目について行われます。

1 たき口

たき口から火粉等が飛散しない構造であること。

2 取灰入れ

ふたのある不燃性の取灰入れが設けてあること。

取灰入れを不燃材料の材料で造った床の上に取灰入れを設けてあるものは、不燃材料で造った台上に設けてあるか、又は防火上有効な底面通気が図られていること。